

2025長野県教育研究集会 課題提起

1 はじめに

平和や人権擁護の重要性が世界各地、日本国内で高まっています。課題を認識し解決するには、教育の果たす役割が重要になっています。2025年は広島・長崎への原爆投下から80年にあたります。2024年日本被団協がノーベル平和賞を受賞しました。核廃絶を求める声が世界に広がりつつあります。

ロシアのウクライナ侵攻は開始以来3年半が経過し、収束の動きが見えません。またガザ地区へは物資の支援が届かず、子どもたちの餓死が報道されています。戦争を終結し平和を実現することが急務です。日本国内では排外主義が公然と呼ばれ多様性、公平性さらに包括性擁護に反する動きが出てきています。これらの動きでは根拠のない、フェイクを真実のように装う主張が喧伝され社会正義にもとる主張がなされています。平和を守り真実をつらぬく理念の元、この動きに対抗するため民主教育をすすめ教育実践をどのように展開するか議論を重ねることが重要です。

教育活動や平和教育を通じて児童、生徒と語り、紛争の実態を知り、身近な課題として自分自身に引き寄せ行動を起こすことが求められています。

教育において、児童生徒をめぐって不登校や学校生活などでの課題が大きくなる中、どうあるべきか対応が求められています。次期学習指導要領の検討が始まりました。また教職員の働き方改革にかかわって給特法「改正」を受けて県内でも具体化の協議が行われています。学校は広く地域社会と共同しながら人権としての教育保障を進めなければなりません。

2 格差社会における教育

2025年6月の消費者物価指数が前年同月比で3.3%上昇しました。物価高騰は収まるどころか再燃傾向が鮮明です。食料品の値上げが続き、2024年1万2520品目が値上がりしています。総務省の家計調査では2024年1年間のエンゲル係数（消費支出に占める食費割合）は28.3%で1981年第2次オイルショック以来の高水準を示しました。長野県の最低賃金は2025年10月から時間額1,061円（998円、2024年8月）となりましたが、物価上昇には追いつかず生活実態に合ったものとはなっておらず、生活環境が厳しさを増すなかで、生活の困窮が進んでいます。

こども家庭庁「令和4年国民生活基礎調査」によれば、子どもの貧困率（17歳以下）は11.5%で、OECD37カ国中19位、ひとり親世帯の貧困率は36カ国中32位です。

「ひとり親世帯」では「子どもの貧困率」が50.2%、「母子世帯」では54.4%と過半数以上が貧困の問題を抱えています。母子世帯では86.3%が就業しており、「正規の職員・従業員」が48.8%、「パート・アルバイト等」「派遣社員」は42.4%で非正規の高い割合が貧困率に影響しています。さらに母子世帯の就労収入は、父子世帯の47%にとどまっており、男女格差と正規・非正規格差の重なりが貧困率を上げています。

貧困化は社会制度に起因しており、制度等の改正のために働きかけをする必要が高まっています。児童生徒を取り巻く社会的、経済的な背景や課題の交流を通じて問題の本質を見極めることが求められています。

2025年度に「高校生等への修学支援」で授業料無償化が実現しましたが、臨時支援金の運用で公立高校単位制の定時制、通信制には上限18単位（年間）までしか支給されないことが判明しました。卒業までには年間19単位以上を履修する必要があり、実質的に授業料を支払う必要性が発生しました。要請を受け長野県議会は制度の改善をするよう国への意見書を採択しました。また議会において県単

措置を講ずるよう意見が出されました。臨時支援金は単年度措置で無償化財源を法人税増とする税案が検討されていますが、2026年度以降の状況は白紙状態です。国の教育行政は教育の平等の観点から制度改善をする必要があります。すでに国は国際人権規約A規約（13条2項b、c）を留保撤回しており、高等教育まで無償化の実現をする必要があります。

子どもの貧困率の改善や教育費の無償化は急がれる課題です。教育の経済的格差の背景には女性の貧困、働く環境の劣悪さ、低賃金、保育・教育への公的支援の低さがあります。学校における児童、生徒の実態の把握と改善に向けた働きかけが重要です。

3 子どもの権利条約を生かすために

日本政府による「子どもの権利条約」批准（1994年）から30年後の2023年4月「こども基本法」が施行されました。長年にわたり、私たち教職員組合が主張してきた、生徒の社会参加と意見表明権を国の責任で推進することになりました。法制化をばねに、「子どもの権利条約」の4つの原則（①差別の禁止、②子どもの最善の利益、③生命、生存及び発達に対する権利、④子どもの意見の尊重）の理念を社会全体で共有し具体化することが重要です。

「子どもの権利条約」の「条約実施に関する一般的措置」で、「あらゆる段階の学校カリキュラムに条約および人権一般の学習を編入すること」と定めており、①子どもたちに「子どもの権利条約」の学習を保障すること、②校則改善などの学校運営に子どもの参加と意見表明を保障することを実現する必要があると同時に、私たち教職員の研修も必要です。

「こども基本法」は国と地方自治体に施策実施の責務を示していますが、財政措置が課題です。虐待、いじめ、不登校、経済的困窮やヤングケアラーなど困難な状況に置かれた子ども・若者が大変多く、彼らの声が社会に届きにくい現実を変えていかなければなりません。

今後、各都道府県では国の「こども大綱」（2023年12月）を勘案して、「都道府県こども計画」を定め「こども施策」を実施することになりますが、子どもの権利保障と最善の利益を図る基本的な方針を明記すべきです。

4 次期学習指導要領について

文科省内では次期学習指導要領（2030年度から順次導入）の検討が始まっています。カリキュラムオーバーロードが課題として上がっており、学校現場の多忙と閉塞感を生み出しており、授業時数削減等による課題の解消が喫緊の課題です。

2025年1月から中央教育審議会の教育課程企画特別部会で次期学習指導要領の審議を始めました。現在までに「質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方」「多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方」「デジタル学習基盤を前提とした学びの考え方や情報活用能力育成の充実の在り方」その他の論点が審議され、教育課程部会は9月に「論点整理」としてまとめました。2026年度中に中央教育審議会として「答申」取りまとめを行うとしています。

部会では次期学習指導要領に向けた基本定な考え方として「主体的・対話的で深い学び」「多様性の包摂」「実現可能性の確保」の三つの方向性を示し、現行の指導要領の一層の具現化を図るとしています。「実現可能性の確保」では「柔軟な教育課程による余白」と「デジタル学習基盤」で、標準時間数を調整し、余った時間で個々の児童・生徒に効果的な教育プログラムを実施することを可能にしています。義務教育段階の「調整授業時数制度」や高校での柔軟な教育課程編成に関する議論も行われました。学校間の格差につながる可能性もあり、今後の具体化に対しては批判と分析が必要です。

「学びに向かう力、人間性等の今後の整理イメージ」では、中心に「学びの主体的な調整」を位置づけ、教育の達成まで自己責任を押し付けられる危険性を含んでいます。

学習指導要領について植田健男氏は「今回の改訂で最大の課題は教育課程をめぐる問題」であり、学習指導要領が「一つの動かすことができない道」として忠実に実行されているかどうかが「全国学力テスト」や「大学入学共通テスト」によって確認されている状況があると指摘しています。しかし指導要領は教育課程の基準であり、あくまで「大綱」として位置づけられることを確認する必要があります。重要なのは、「目の前の子どもたちがどうなっているのか、子どもたちをどうしたいのか、そういう教育課程を共有し、教育課程づくりを、学校が取り戻すことが一番大事だ」¹と主張されていることを確認しながら分科会の実践交流を通じて討議が深まることが期待されます。

5 教育のデジタル化について

「Society5.0 の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」(内閣府 CSTI、2022 年) では、Society5.0 に向けた新たな価値創造をするため、ICT 活用により、「教師による一斉授業」「同一学年」「同じ教室」「教科ごと」「同質・均質な集団」からの転換を提起しました。従来の学校の姿を否定することになっており議論が必要です。

国策として「教育 DX」や「校務 DX」に莫大な予算が投じられ ICT 活用が強く勧められています。その中で、学力に関して PISA が実施した、学校でのデジタル活用時間と読解力²の関係調査(下図)では、「PC を学校で適度に利用する生徒は、ほとんど使わない生徒より成績がやや良い。一方、頻繁に

利用する生徒は、ほぼ成績が悪化する」と分析がなされています。また本年度の全国学調で、学力低下の理由として「スマホ・テレビゲームの長時間使用」が挙げられ、とりわけ SES (社会経済的背景) 低位の子ほどその傾向が顕著と報告があるように、デジタル機器の使用方法と学力の関係について、学校内の身近な状況の変化を交流する必要があります。

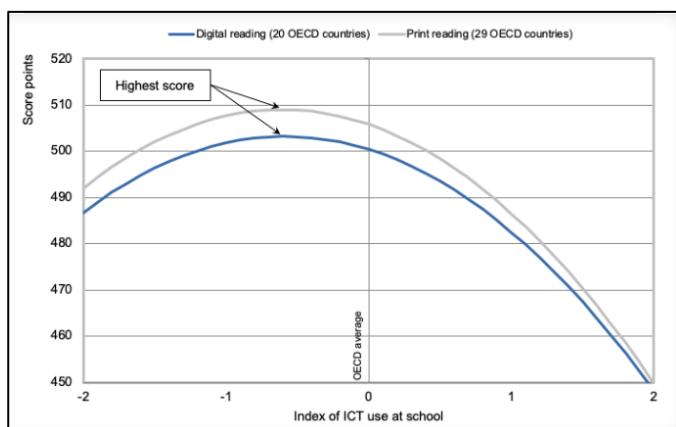
ユネスコは 2023 年 7 月の報告書「教育におけるテクノロジー」で、教育における ICT の

使用に警鐘を鳴らしています。報告書は、「指導がリモートのみでおこなわれる場合に生徒間の学習格差が拡大することを指摘するとともに、DX により EdTech 市場は拡大しているが、基礎教育のニーズは満たされていない」としています。

生成 AI の使用について、2023 年 7 月に文科省は各県に生成 AI 利用のガイドライン作成の通知を出しました。さらに 2024 年 12 月には「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン (Ver.2.0)」には、人間中心の原則として「生成 AI を人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具になり得る」としつつ「誤った出力 (ハルシネーション) を完全に防ぐことは難し

¹ 植田健男「次期学習指導要領、学校と教員の手に『教育課程づくり』を取り戻すのが最重要課題の訳現行は「大綱」なのに絶対的な位置付けのなぜ」(東洋経済 education × ICT、2025 年 8 月 4 日 8:01 配信)

² 出典：OECD,PISA2012database,Table X.2.



いとされているほか、学習過程・出力過程の信頼性・透明性への懸念、大量のデータに潜む偏見や差別等のバイアスをそのまま再生成することなど、「様々なリスク」あるので「出力はあくまでも『参考の一つである』ことを認識」し、最終的には人間が判断し、責任を持つことが重要だとしています。既に教室において、生徒の宿題、課題作成で使用が始まって教育活動に支障が出ていると報告があります。県教組の調査で、子どもの健康を不安視している教職員が7割以上というアンケート結果がありますが、デジタル機器の活用と健康被害についても、学校の実践交流を通じて小・中・高・特支など、発達段階による生徒への影響と学力の保障がなされているか検証が必要です。

教育データのプライバシー保護に関する立法化が遅れています。日本では子どもデータと教育データの統合、さらに全世代にわたるマイナンバーカード情報の紐づけにより監視システムが作り出されることが危惧されます。

2025年3月、政府の「データ利活用制度・システム検討会」(以下、「検討会」)では「教育データ利活用」は「子どもの個人情報や成績、学習状況、健康状態など多様なデータを管理するシステムであるが、データのみで子どもの実態を把握することは難しい」と懸念が表明されました。また利活用の情報提供を拒否する権利の議論も必要だという発言があったように、生徒の個人情報を管理することになり細心の注意を払うことが必要です。

ICT教育を推進するGIGAスクール構想は教育産業が教育現場で自由に活動できる「市場」を提供するものとなって、公教育への民間企業の進出を増長しています。利用すれば簡単に授業に使えるオンラインコンテンツは教材研究ができないほど多忙な教員にとって便利なのですが、誰でも授業ができるオンラインコンテンツは授業のスタンダード化や画一化、さらには教員の脱技能化へつながる可能性があります。教員の専門職性の維持と向上が教育活動において重視される必要があり、その下で創造的で自由な教育活動が実現することを議論を通じて共有する必要があります。

6 教職員を取り巻く状況

教職員不足により「教育に穴があく」状況があります。給特法が改訂され教職員の「処遇改善」をめざすとしました。教職調整額の10%への増額、主務教諭導入検討、義務特手当減額による担任手当創設、特支指導業務手当減額などが「処遇改善」パッケージとして提起されています。「勤務外在校等時間」を2029年度までに30時間にすると文科省は提起していますが、超勤限定4項目以外の勤務は教職員の自主的な労働であり勤務時間に含まれないとする扱いになっています。

県教組の2025年度勤務実態調査では、県内の小・中・特支の教職員の1カ月平均超過勤務時間は76時間となっています。さらに1日の休憩時間45分の取得ゼロは49%、15分未満が34%と休憩が取れていない状況も報告されています。高教組の勤務実態調査では1カ月の平均超過勤務時間は72時間で過酷な状況があります。

国際比較でも日本の学校の勤務実態の劣悪化が明らかになっています。OECDがTALIS2024(国際教員指導環境調査)を発表しました。OECD加盟国等55か国・地域が、日本からは200校の小中学校が参加しました。日本は教員の1週間当たりの仕事時間は小、中学校共に参加国中で最も長い結果となりました。「学校における教育資源の不足感」(校長回答)では2018年調査と比べて、教員の不足を感じる割合が小学校で増加しています。

学校現場の多忙感や疲弊感は同僚性にも影響を与えています。2018年調査と比べ、教員の相互信頼度が、日本は、小中学校ともに調査参加国中で最も低下しており、同僚との教材のやりとりの割合が減少しているという結果が出ています。また同年比で、多大な授業準備、多すぎる授業数や採点業務、事務的業務、保護者対応についての教員のストレスは、小中学校ともに増加しています。これらのデー

タが示すように教職員を取り巻く勤務環境は熾烈で、個人では解決できない構造的な問題となっており抜本的な施策が必要になっています。

今後、県教委には業務量の管理計画や計画の実施状況の公表が義務づけられます。公正で正確な実態把握が必要ですが、正常な教育活動が制限され時短ハラスメント等へつながることも危惧されます。教職員数の増員実現の方策や教員一人当たりの授業持ち時間数などどうあるべきか教育条件整備について議論が必要です。

長野県において「子どもの学びをトコトン支える県民の会」が2025年7月から開催され学校・教員業務の負担軽減について討議が始まっています。

2019年の答申に「学校・教師が担う業務に係る3分類」のアップデートが盛り込まれていましたが、「3分類」が労働時間の短縮に効果的で自治体・学校に浸透し活用されていたとはいえない。「3分類」の最大の問題点は、お金をかけずに、現在配置されている教職員で業務分担しようとしていることです。8月中教審特別部会で「学校と教師の業務の3分類」のアップデートについて議論され、2026年4月から試行される予定です。

「3分類」の「教師以外が積極的に参画すべき業務」に事務職員等が中心に担うことで軽減を図ることが示されています。新たに盛り込まれた広報資料、ICT関連業務にも事務職員等が中心に実施することが明記されています。実習教員は、「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に実施に係る留意事項」(通知)において、遠隔授業の受信側の配置として、2024年4月から事務職員とともに位置付いています。また「給食時間における対応」の食に関する指導に、1校1名配置が全く実現していない栄養教諭等も明記されています。

このままでは、事務職員、実習教員、栄養教諭等に過重な負担を強いることになります。学校の中のチームワークが悪くなり教職員間に亀裂を生まないように時間外労働縮減の対象はすべての教職員でなければなりません。

何が重要な業務で、何を削減するかは、現場の協議と判断に委ねられるべきです。子ども一人ひとりに寄り添う教育的配慮や教育的価値を保障し、教育の質を維持するために教職員増や少人数学級の実現が急務であり、現場の必要に応じて予算措置がなされるべきです。

7 子どもを取り巻く状況

国連子どもの権利委員会の第3回所見では「高度に競争主義的な学校環境が、就学年齢にある子どもの間のいじめ、精神的障害、不登校・登校拒否、中退および自殺の原因となることを懸念する」と記しています。また第4回・5回最終所見でも「あまりに競争的な制度を含むストレスフルな学校環境から子どもを解放することを目的とする措置を強化すること」と政府に勧告しています。

ユニセフ(国連児童基金)のイノチェンティ研究所「Innocenti Report Card 19: Child Wellbeing in an Unpredictable World」によると、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行(パンデミック)が始まって以降、数多くの世界で最も経済的に豊かな国々において、子どもたちの学力、精神的幸福度、身体的健康に著しい低下が見られたと報告がされました。日本は精神的幸福度——生活満足度が高い子どもの割合、自殺率において2022年は38か国中32位(2018年、37位)、身体的健康——子どもの死亡率、過体重・肥満の子どもの割合の低さにおいては1位(1位)という結果です。精神的幸福度の順位が低く、身体的健康については良好な傾向と分析されていますが、自殺率や、過体重・痩身傾向の子どもの割合、低ESCS(社会経済文化背景)の子どもの学力など、一番厳しい状況に置かれている子どもに対する子どもへの支援をより強化する必要があるとの見解もあります。精神的幸福度が世界的に低い状況の背景には過度に競争的な教育の状況があるのではないかでしょうか。

2024年10月に公表された、文科省「2023年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると、2023年度に病気や経済的理由を除き、心理的・社会的な要因で、小・中学校に年30日以上登校していない児童生徒数は前年度から4万7434人増加し、過去最多の34万6482人になりました。特に中学校では1000人あたり67.1人と、クラスで2~3人が不登校ということになります。高校における不登校生徒数も前年度から8195人増え、過去最多の6万8770人、1000人あたり24人です。同調査では「いじめの認知件数」や「いじめの重大事態の発生件数」、「暴力行為の発生件数」も最多となっています。

長野県内では、県教委が公表した2023年度調査結果によれば、不登校の児童生徒は、11年連続で増加しており、1000人あたりの不登校児童生徒数が全国5位で、過去最多となっています。2023年度小中学校における不登校児童生徒数は7060人（2022年度、5735人）で前年度から1325人増加、小学校の1000人当たりは全国2位。中学校は6位です。高校は845人（同949人）で前年度から104人減少しています。県教委は要因として「教育機会確保法の趣旨の浸透により多様な場で学びが広く認められるようになったこと、コロナ禍の影響により欠席することへの抵抗感が低下した」としています、また高校で減少した理由は通信制課程へ進学する生徒が増え、全日制で減少したとみていますが、児童生徒の生活実態等のより詳細な分析が必要です。

2024年度から「信州型フリースクール認証制度」が始まり、2025年7月までに累積40か所が認証を受けています。民間施設との連携についてどうあるべきか検討することが大切になっています。

青少年の自殺についても深刻な状況があります。厚生労働省「令和6年版自殺対策白書」によれば、2024年の小中高生の自殺者数は529人（513人、2023年）となっており過去最多です。G7各国の10~19歳の死因順位で1位が「自殺」となっているのは日本だけです。

「第4次長野県自殺対策推進計画」によれば長野県では15歳から39歳における死亡原因の1位が自殺で、20歳未満の自殺死亡率は人口10万人当たり年4.26人（2017年から2021年平均）で全国の年3.18人を上回り、福島県に次いで全国2位です。青少年の自殺が増加しており、危機的状況が続いている。青少年の自殺をなくすためには、学校や地域、社会が協力して包括的な支援や対応することが必要です。

8 学校の統廃合と特色化

2024年7月に「信州学び円卓会議」のメッセージとともに阿部知事と武田教育長は連名で「学び・教育改革に臨む私たちの決意」を発表し「長野県から学びに関する『これまでの当たり前』をもう一度問い合わせ直し、子どもたちが主人公の『新しい当たり前』を創っていく」と宣言、2025年度以降これまでの「議論」を「実行」へと移していくとしています。2024年12月の総合教育会議では、重点取組みの関連事業として義務教育の「ウェルビービング実践校TOCO-TON」や「県立高校の特色化の推進事業」が提起され、具体的な施策の「実行」が始まっています。

「ウェルビービング実践校TOCO-TON」は、長野県総合5か年計画（しあわせ信州創造プラン3.0）のプロジェクトの一環として、5市3町4村の市町村教育委員会及び、小学校（46校）中学校（23校）、義務教育学校（1校）で実施します。幼保連携、小中一貫、学園化など地域と学校による取り組みの交流と検証が必要です

学校教育法施行規則等の一部改正により高校では「スクールミッション」と「三つの方針」の策定・公表の義務化、更に普通科解体が2021年に行われ「多様化政策」が強化されました。県内では2023年度の「特色ある県立高校づくり懇談会」で行われた、県立高校の特色化・魅力化などの議論を

踏まえ、「県立高校の特色化に関する方針」が2024年10月に策定されました。

「特色化方針」では、各校の特色、魅力を発信するため2025年から2026年に全ての県立高校で外部委託による県立高校のホームページのリニューアルと、すべての高校で県立高校特色化推進事業を実施するとしました。

学校の「類型化」や生徒を「偏差値的な学力」で選別・排除することにさせないための議論が大切です。加えて高校再編における新校の議論においても、学校の「特色化・魅力化」「多様化」競争に与するのではなく、憲法的価値に基づく「共通教養」を目指す高校教育を展望することが必要です。

高校再編において、長野県教委は「再編に関する基準等について（改訂版）」を決定し、適用を2030年3月までとしました。「基準（改訂版）」の再編基準は再編整備計画【一次】【二次】【三次】の対象校以外に対して適用するとして、現在進行する再編整備計画とは切り離すとしています。

公立高校がゼロまたは1校しかない自治体の合計は全国で63.9%ですが、長野県は77自治体の内62自治体が該当し80.5%を占めています。高校の再編統合と地域存続が深くかかわる中、高校の在り方が問われています。このような状況下、公共交通機関の存続と維持は、地域をまたいで登校する生徒に対する教育条件整備として必須です。長野市では公共交通機関のバスの減便と廃止が発表される事態となっていますが、県立高校の生徒の学習権の保証は、市町村行政の対応だけでなく県教委としても具体的な対応策が求められ、保護者や地域住民とともに学校も実態を訴えながら要請する必要があります。

9 討議の研究と視点

長年にわたる教育研究集会の研究の成果を踏まえ、県下各地の教育研究・教育実践に学び、次の観点から分科会での討論を深めましょう。

（1）「子どものいま」をとらえてその背景を探ろう

子どもの貧困と格差、デジタル機器への依存、児童虐待・性暴力、不登校など、子どもを取り巻く環境や子どもたちから表出する言動は様々です。環境が子どもたちに与えている影響、子どもの姿や行動に表れている事象の背景は何か。そして、子どもたちが抱える生きづらさはどこからくるのかを議論の中で明らかにしましょう。その中で、子どもに寄り添い、励ます教育実践を交流しましょう。

（2）子どもの「学び」について語り合おう

学習指導要領には、育成すべき「資質・能力」や「主体的・対話的で深い学び」が協調されています。これは子どものためのものではなく、国や企業が求めるグローバル人材の観点からの教育課程編成をめざすものです。私たちがめざす、人生を生きる主権者としての子どもの成長・発達のために何が必要なのか、教育課程の自主的な編成、授業実践について討論し、研究を深めましょう。

（3）憲法・児童憲章・子どもの権利条約の理念を生かした学校づくりのあり方を討論しよう

憲法、児童憲章、子どもの権利条約の理念を生かした授業づくり、学級づくりはどうすればよいのか。参加と共同の開かれた学校づくりについて討論し、実践を交流しましょう。